

## ウルグアイにおける歴史の政治的利用： 軍政の責任をめぐって

内田 みどり

### はじめに

「過ぎ去った時」だから「過去」なのに、誰かにとって好ましくない・不都合な過去が、他の誰かにとっては「記憶しておかなければならない」出来事の場合は、なかなか過ぎ去ろうとしない。そればかりか、忘れるべきか／記憶するべきか、どのように記憶すべきか、が鋭い対立、記憶をめぐる闘争をもたらす。ラテンアメリカでは1960年代から1980年代にかけての軍政や内戦にまつわる過去が、こうした記憶闘争の対象となってきた。そのなかで、1973年のウルグアイ、1976年のアルゼンチンのクーデターをめぐるのは、治安を悪化させたゲリラと軍の双方に責任がある、という「二つの悪魔」説が唱えられてきた。また両国では軍の人権侵害を免責する法律が作られ、真相究明が妨げられていた。

アルゼンチンでは軍のトップを裁判にかけたことや、未成年者誘拐が免責法の適用外だったため、次第に「二つの悪魔」説は力を失っていった。ところが、ウルグアイでは21世紀になってもまだ、「二つの悪魔」が消えていない。その理由は二つある。民政移管後の伝統政党の政治家たちが裁判に及び腰で、免責法が適用されないはずの事件にまで免責法を適用したため、なかなか「何が起きたのか」が明らかにされなかったこと。もう一つは、民政移管後に元ゲリラが合法的反対派に転向したばかりか、伝統政党の支配を脅かす左翼連合の重要な会派となって、選挙で大きな支持を得

たことである。このためウルグアイでは、「二つの悪魔」説は、過去の人権侵害を不問に付す免責法を正当化するためだけでなく、現在の選挙戦でライバルを追い落とすために言及されてきた。本稿では、ウルグアイにおける「二つの悪魔」説が、どのようにして現在の政治対立と結びつけられてきたかを概観し、「二つの悪魔」説の歴史認識上の問題点を考える。

## 軍政期の「真実」と「正義」にかんする二大伝統政党政権の対応

ウルグアイにおける記憶闘争と歴史の政治利用について研究したE・アリエールは、客観的な「歴史的眞実」と、その眞実をどう表すかという問題を区別する。彼女によれば、行方不明者の行方を明らかにするのは「歴史的眞実」であり、その不明者を「犠牲者」あるいは「英雄」、あるいは「政治的闘士」として表すのは「社会的眞実」である（Allier, 2010 : 269-270）。社会的眞実をめぐるのは、さまざまなアクターの異なった立場の記憶が闘争を繰り広げる。しかしこうした記憶闘争は、そもそも「何が起きたのか」知られていなければ、社会的な広がりを見せない。1985年に民政移管したウルグアイでは、裁判が21世紀になるまで一切行われなかったこともあって、地方の有権者や若い世代に、軍政時代やそれに先立つ時代にいったい「何が起きたのか」が、十分伝わっていなかったといえよう。本項では、21世紀初めまでウルグアイ政治を牛耳ってきた伝統政党政権が軍政期の人権侵害問題にどのような態度をとったのかを概観する。

1984年に行われた民政移管のための国政選挙では、1973年のクーデター前の1971年選挙に初めて登場した拡大戦線の代表セレグニ（Liber Seregni）や、人気抜群で軍政を厳しく批判していた国民党のフェレイラ（Wilson Ferreira Aldunate）の立候補を阻止するためにさまざまな制限が加えられていた。この選挙で勝利したのはコロラド党のサンギネットイ

(Julio Sanguinetti) だった（大統領任期1985年3月～1990年2月）。彼は選挙時とは態度を変え、1986年末に人権侵害を行った軍人・警察官を訴追しないという免責法＝失効法を成立させて「忘れることが解決だ」という立場をとった。そして「二つの悪魔」説を、「(民政移管直後の法令15373号で) 収監されていたゲリラを恩赦したのだから、軍人も裁くべきではない」と、軍・警察の人権侵害を免責することを正当化するために使った。アルゼンチンで暗殺された拡大戦線のミケリニ (Zelmar Michelini) 議員とグチエレス (Héctor Gutiérrez Ruis) 元下院議長の事件と国民党議員M・エベル (Mario Heber) 夫人暗殺事件については議会に調査委員会が設けられたが、真相を明らかにすることはできなかった。

1989年選挙ではコロラド党が下野し、国民党のラカジェ (Luis Alberto Lacalle) が大統領に就任した (1990年3月～1995年2月)。アリエールによれば、彼は、失効法が審議されていたときには軍人に一括・無制限に恩赦を与えるべきではないと考えていた (Allier, 2010 : 64)。しかし、1994年に米州人権委員会がウルグアイの失効法を米州人権条約違反であると判断すると、失効法はゲリラの恩赦と法的にシンメトリーであり、政治的重要性から認められたもので、国民投票でも承認されていると主張して失効法を正当化した (Allier, 2010 : 107)。ラカジェの在任中には、コンドル作戦にかかわった容疑でチリの法廷に出廷を求められていたチリ秘密警察の元メンバーで、彼に証言させないためにウルグアイに移送され監禁されていたE・ベリオス (Eugenio Berríos) が、逃亡を図ったものの行方不明になるという事件が起きているが、軍の圧力により、ラカジェ政権は本件を訴追しなかった。辛うじて調査委員会が作られたが、国防相と外相は、ベリオスが生きているかのように見せかける嘘の証言をしている (Allier, 2010 : 124-125)。

1995年には再びサンギネッティが大統領に就任した。彼の任期中にはアルゼンチンのシリngo (Sillingo) の証言やウルグアイのトロコリ (Tórocoli) の告白録のように、人権侵害があったことを認める軍人の告

白が衆目を集めた。しかしサンギネッティは軍が果たした役割はアルゼンチンとウルグアイでは異なっているし、この問題は失効法と失効法を承認した国民投票で終わったことだとした（Allier, 2010 : 157）。また、息子夫婦が秘密警察に誘拐され、収容所で生まれた孫の行方をさがしていたアルゼンチン人の詩人フアン・ヘルマン（Juan German）に対して「ウルグアイには行方不明の子供はいない」としてまともにとりあわなかった。ここまでの政権はいずれも、失効法の適用外になるウルグアイ国外で起きた事件すら裁こうとはしなかった。

2000年に発足したコロラド党のホルヘ・バッジェ（Jorge Batlle）政権になってようやく、軍政期に起きた強制失踪の問題が公的に認知された。バッジェはヘルマンの孫の行方を突き止め、行方不明者に何が起こったか明らかにする「平和のための委員会」を設置した。委員会には強制力はなく、設置は倫理的な義務に基づくもので責任者を非難したり裁判にかけたものではないとされたし、実際バッジェ政権下では裁判は全く行われなかったが、国家が初めて強制失踪の問題を認知したことの意義は大きかった<sup>1</sup>。

## MLN-Tの合法政党への転身と勢力拡大

「二つの悪魔」説で「クーデターの責任あり」とされた都市ゲリラ、民族解放運動—通称ツパマロス（Movimiento Liberación de Nacional-Tupamaros, MLN-T）は、民政移管とともに合法活動に転換し、支持拡大に努めたが、その道のりは山あり谷ありであった。MLN-Tの合法政党化と選挙への対応、党内派閥力学や他の左派政党との関係を、関係者への聞き取り等をもとに分析した貴重な研究として、A・ガルセの研究がある。以下、彼の研究に依拠し、民主化以後の元ゲリラたちの動静について振り返ってみよう。

1985年初め、創始者ラウル・センディック（Raúl Sendic）が獄中から武装闘争放棄と合法活動を宣言した。MLN-Tの囚人の中で特に苛酷な扱いを受け、万一MLN-Tが蜂起したら直ちに殺される「人質」にされていたゲリラたちも解放後に開いた会見で彼に合意した。方向転換の理由は、独裁時代にウルグアイ人が政治的自由の回復を願っていることがはっきりしたからだとされた。再編されたMLN-Tの構成員は2千人近くであったが、その半数は直接的にも間接的にも武装闘争に関係のない新人で、総じて元ゲリラは少数派であったという（Garcé, 2006 : 52-58）。合法政党転換後のMLN-Tは、センディックを中心として大衆に開かれた「大戦線」形成を目指すグループと、マルクス＝レーニン主義を奉ずるプロレタリア派に分かれていた。大戦線派は雑誌『苦いマテ（*Mate Amargo*）』（1986年7月19日創刊、隔週発行）とラジオ・パナメリカーナで大衆にアピールした。一方のプロレタリア派は民族解放戦線を志向し、理論学習を重視、理論誌『萌芽（*Germen*）』や機関誌ツパマロ（*Tupamaro*）を発行するとともに、モンテビデオの労働者居住地区で大衆との関係を確立するために小集会（マテ茶会）を開いた。これはゲリラの悪いイメージを払しょくするのに役立ったとMLN-Tの内部文書では評価している。さらに、大戦線派にもプロレタリア派にも属さないグループの中に「人質」だったムヒカ（José Mujica）やウイドブロ（Fernández Huidobro）がおり、両派を接合する役割を果たした。1987年の第4回大会の戦略案は両派の意見を取り入れた折衷案であったが、革命の産婆役として暴力は不可避という見方は消えていない（Garcé, 2006 : 63-79）。

MLN-Tは他の左翼との連携を求め、1986年以来、拡大戦線に加入を申請していた。MLN-Tと共産党の論争で拡大戦線との関係は一時緊張するが、ウイドブロやムヒカが「反ファシズムの大戦線と拡大戦線は敵対するものではない」と論じる一方、失効法をめぐる国民投票を要求する署名を集める過程で拡大戦線からリスト99とキリスト教民主党が抜けたため、拡大戦線は1989年5月にMLN-Tの参加を認めた。翌月、MLN-Tはクー

デター以前に拡大戦線の中で改良主義に反対する『潮流』を作っていたPVPや3月26日独立運動らとMPP (Movimiento de Participación Popular 人民参加運動) を結成した。だが、1989年の選挙では、MPPの候補者リストにMLN-Tメンバーを載せることはしなかった (Garcé, 2006 : 81-94)。国政選挙に先立ち、1989年4月に失効法の是非を問う国民投票が行われた<sup>2</sup>。これを実現するための署名集めの段階から、軍の隠然たる影響力が明らかになり、社会に暗い影を落としていた。国民投票の結果は僅差で失効法存続を容認するものだった。

ラカジェ政権期のMLN-Tの内部では、センディックの死 (1989年4月) と伝統政党内部の進歩派勢力の弱体化によってプロレタリア派が主導権を握り、大衆の支持拡大をはかる青年部と対立、その結果、青年部の多くの構成員がMLN-Tを去って行った。プロレタリア派はファシズムの脅威が高まっていると考え、武器を手にして労働者地区を国家テロから防衛する、というプランを抱いていた。その陰で財政問題が深刻になっていた。プロレタリア派が主流になったMLN-Tは、拡大戦線と伝統政党的の中道左派やキリスト教民主党を糾合する「進歩会議」(Encuentro Progresista) の結成に反対した (PVPは進歩会議に賛成だったのでMPPを離脱した)。一方で、93年にMLN-Tは「MPPが89年選挙で振るわなかったのはツパマロスが立候補しなかったせいだ」として、方針を変更し選挙への参加を決めた。しかし、ウルグアイに潜伏していたバスク祖国と自由 (ETA) のメンバーの本国引き渡しをめぐって、ウイドブロやムヒカが引き渡し反対のキャンペーンを精力的に繰り返すと、94年8月に、デモ隊と政府側の対決が流血の惨事になり1名が死亡するという事件がおきたため、MPPは票を伸ばせなかった (Garcé, 2006 : 97-131)。95年初め、プロレタリア派は「大会で決められた方針が遂行されていない」としてMLN-Tを去った (Garcé, 2006 : 138)。

94年選挙で下院議員に当選したムヒカは、庶民の言葉で語り、着古した服にノータイで登院し、農場住まいを続けるというスタイルで「時の人」

になり、MLN-Tに再び耳目を集めさせた。また、国政選挙と地方選挙の日程の分離・党内予備選実施による候補一本化・大統領選挙への決選投票の導入を目的とする憲法改正をめぐって、ムヒカやウイドブロは拡大戦線のT・バスケス（Tabaré Vázquez）と接近し、セレグニヤアストリ（Danilo Astori）と対立した<sup>3</sup>。バスケスへの接近を党内へ向けて正当化するにあたっては元プロレタリア派のリーダーだったボノミ（Eduardo Bonomi）が重要な役割を果たした。バスケスは1998年に、ムヒカ、ウイドブロを含む4人のMPPメンバーを自分の相談役に指名した。ムヒカは農業協会や米耕作者協会らと共闘し、『成長への協調』を結成。ムヒカの人気でMPPは97年に拡大戦線第二の派閥となり、2002年には拡大戦線内の最大派閥となった。2004年にバスケスが大統領に当選した時の選挙では、MPPは拡大戦線内で最多の32万票を獲得した。これはコロラド党の総得票数を上回った<sup>4</sup>（Garcé, 2006：141-156）。ムヒカは99年選挙でウイドブロとともに上院議員に当選し、バスケス政権では2008年3月まで農牧大臣を務めた。ボノミも2009年7月まで労働・社会保障大臣を務めた。

## 伝統政党政治家による「二つの悪魔」説の政治利用

バスケス政権下では、失効法の枠内ではあるが、失効法第4条を厳格に適用することで軍政期人権侵害問題の真相究明が進展した。バスケスは国外からの犯人引き渡し要求に応じたし、この問題について歴史研究者による調査委員会を設置した。委員会はJ・バラン（José Pedro Barrán）、ヘラルド・カエタノ（Gerardo Caetano）、アルバロ・リコ（Álvaro Rico）がリーダーに任命され2005年9月から調査を開始した。報告書は2007年6月に公刊された。

元ゲリラも含まれる拡大戦線の台頭は二大伝統政党の支配を脅かしていった。人口の半分が住む首都は、すでに1989年から拡大戦線が首長の

座を支配し続けている。2004年選挙ではついに大統領の座を拡大戦線に奪われ、かつて一党優位を誇ったコロラド党は得票が10%台にまで落ち込む大敗北を喫した。

2009年10月の大統領選挙にあたって、拡大戦線はムヒカを大統領候補に選んだ。国民党はラカジェ元大統領、コロラド党はボルダベリ（Pedro Bordaberry）が大統領候補である。ボルダベリは1973年クーデターの際の大統領で、特に重大な殺人への関与で有罪判決を受けたボルダベリ元大統領の息子にあたる。この年の選挙では、同時に「海外在住者の不在者投票の可否」と「失効法を無効化する憲法改正」という2つの国民投票が行われることになっていた<sup>5</sup>。

伝統政党のベテラン政治家は、元ゲリラが「かつて暴力によって制度を破壊しようとした」ことを有権者に思い出させようとした。たとえば「失効法」無効化を目指す国民投票について、ラカジェ候補は選挙期間中の9月6日付保守系新聞「エル・pais」紙に「失効法を擁護する」という文章を寄稿している。そのなかで彼は、「独裁が終わると議会は（筆者注：クーデターが起きた1973年ではなく）1963年から1984年の間にもたらされた3つの問題に直面した」、その3つとは「制度を侵害しようとして刑に服したものの問題、不法に迫害・解雇された公務員の問題、人権侵害を行った軍・警察の責任の問題」であるといっている。そして、恩赦が与えられたのは、民主主義諸制度の破壊プロセスに先鞭をつけたもの、民主主義の下で泥棒や殺人、誘拐、拷問を行ったもので、独裁に至るプロセスを始めた人々である、として、ツパマロスが隠れ家の発覚を恐れて殺害した農夫の名を引き合いに出しながら、ツパマロスのかつての暴力行為に目を向けさせようとする。そして失効法は「議会での議決と国民投票（1989年）によって二重の正当性を持っている」として、これを擁護している（06/09/2009/El Pais）。

大統領選は10月の第一回投票ではどの候補も当選に必要な50%の得票を得ることができず、ムヒカとラカジェの決選投票となった。失効法無効

をめざした国民投票は、投票直前（2009年10月19日）に最高裁で失効法違憲判決が出た（SERPAJ, 2009：48）にもかかわらず、僅差で敗北した。

決選投票の選挙戦が始まると間もなく、フェルドマン事件が起きる。大量の武器と金塊を家に隠していたフェルドマン（Saul Feldman）という人物が、警察との銃撃戦の末、死傷者を出したうえ自殺したのだ。バッジェ元大統領は「確たる証拠はないが」といいつつ、「武器は奇妙にも30年以上前の新聞で包まれていた」、ムヒカとフェルドマンにはつながりがある、と発言し（WR12/11/09）、ムヒカの過去に目を向けさせようとした。

しかし、ベテラン政治家による過去の政治利用は効を奏さなかった。ムヒカは決選投票でラカジェに勝利し<sup>6</sup>、大統領に選出された。彼は2010年3月1日に就任した。任期は5年間である。

## 伝統政党と元ゲリラの奇妙な一致点：失効法は国民に承認されているので正しい

伝統政党と拡大戦線は、軍政期人権侵害の問題をめぐって対立している。だが幾つかの点で、元ゲリラと伝統政党の見解は奇妙な、国際法的には問題のある見解で一致している。

失効法はウルグアイが批准している国際人権法と矛盾する。また、失効法適用の可否は行政府に判断が委ねられている（第4条）点で司法権も侵害している。そのためバスケスは失効法の解釈を厳格化する法律を作ろうとしたが、伝統政党の反対に遭い頓挫した。

孫のマカレナを見つけたファン・ヘルマンは、次に嫁の遺体のありかと事件の責任者を突き止めようとした。だが、ウルグアイの国内では失効法に阻まれたので、米州人権委員会に訴えた。委員会は4年の間、失効法と米州人権条約の整合性に関するウルグアイ政府の回答を待ったが、満足のいく回答が得られなかったため、米州人権裁判所に事件をおくった。同種

の問題に関する過去の判決から失効法が米州人権条約に抵触するという判決が下ることが予想されたので、アルマグロ (Luis Almagro) 外相は、米州人権裁判所の判決が下る前に失効法を実質上無効化する解釈法を成立させようとした。だがこの法案に対しウイドプロは「最高裁の違憲判決によって失効法はもはや真実追及を妨げない」(31/10/2010/*La República*)、「失効法は2回の国民投票で承認されている」(16/11/2010/*La República*)として、賛成しなかった。上院定数30のうち拡大戦線は17議席を占めていたが、ウイドプロのほかに2名の拡大戦線の議員が法案に賛成しなかったので、賛成票は過半数に達しなかった。翌2011年2月24日、米州人権裁判所は、失効法は米州条約、米州強制失踪禁止条約と両立しないので効力を有しない、失効法が真相究明の障碍になっているという判決を下した。ウルグアイ国内では解釈法の修正案が出され、上院で可決されたが、今度は下院で拡大戦線のセンプロニ (Victor Semproni) 議員が反対したため、法案は下院定数99、うち拡大戦線が50議席のところ、賛成49対反対49で可決に至らなかった (20/05/2011/*La República*, Roniger, 2011 : 720-721)。

ウイドプロが解釈法に反対したのはなぜか。彼は、修正案が下院にかかろうとしている時のインタビューでは「そもそも、海軍クラブ合意 (拡大戦線とコロラド党と市民同盟が軍に免責を約束したとされる) が間違い」(注：ウイドプロらはまだ獄中であった)「この問題を巡っては社会が分裂しているので、反対の側に自分たちの側の考えを押し付けてはいけない」と述べている (18/04/2011/*La República*)。だが、1995年のフィデル・カストロ訪問、1996年のスペイン国王ファン・カルロス夫妻の来訪をめぐり、ゲストの安全を守るために軍と元ツパマロスが会合し、その過程でウイドプロと軍将校が接近したことが、ウイドプロの失効法への態度に影響しているとみる向きもある (Garcé, 2006 : 145-146)。実際、失効法解釈法が審議されていた2011年4月25日、保守系のエル・オブセルバドール紙に一部の軍人が1998年の密約を公表する記事が掲載された (Roniger, 2011 :

721)。ムヒカとウィドブロは密約の存在を否定している（26/04/2011/*La República*）。

## 元ゲリラと軍の奇妙な一致点：「あれは戦争だった」

冷戦期、とりわけキューバ革命以降のラテンアメリカの軍部は、国内の共産主義との戦いを軍本来の任務と考える「国家安全保障ドクトリン<sup>7</sup>」を信奉していた。ウルグアイの軍部も例外ではない。この立場からすれば、1960年代以降の軍部は「共産ゲリラから国を守った戦争」を遂行したことになる。ツパマロスの側も、軍・警察との対決を「戦争」ととらえていた（Allier, 2010：58-59）。両者は互いに「あれは戦いだった」という点では見方が一致している。では、それ以外の人々はどうかとらえていたのか。カルロス・デマシ（Carlos Demasi）共和国大学教授（現代史）は、軍政以前の時期に関する政治家、軍、ゲリラ、一般人のイメージについて、「政治家たちは、自分たちはゲリラと軍に挟まれて怖い思いをしたと考えている。軍は、政治家たちが無能だったから自分たちが戦う羽目になったと考えている。ゲリラは、軍と戦っていたと考えている。そして一般人は、ゲリラと軍の戦いを試合のように見なしていた」と皮肉っている<sup>8</sup>。ちなみに、デマシ教授は中央教育審議会によって2005年に、共和国大学の現代史コースの設立を託された3人の現代史研究者の一人であるが、同じ年、軍政前後の現代史について、①ゲリラの活動が先か軍の弾圧が先だったのかは不明。②1973年にはすべての政党が軍を「同盟可能な存在」とみなしていた。③米国が軍に圧力をかけたことが独裁打倒の決定的要因。④国民党のフェレイラは（強硬姿勢を崩さなかったことで）1984年に自党をカタストロフに追いやった。と主張して大論争を巻き起こした人物である（Allier, 2010:27-269）。そしてデマシ教授は、2011年の「ラス・ピエドラスの戦い<sup>9</sup>200周年記念式典」で、軍と強制失踪被害者家族を前

にしてムヒカ大統領が和解を呼びかけた演説の中で、アルティガスの言葉を引用して「敗者に憐れみを（Piedad para los vencidos）」と述べた（19/05/2011/La República）ことに注目する<sup>10</sup>。1972年に逮捕された時点で武装闘争は敗北したが、元ツパマロスたちは長い目でみた「戦いに勝利した」と考えているのだろう。政治的成果としては確かにそのとおりだ。ムヒカ政権ではボノミが内務大臣を務めているだけではなく、ウイドプロが前任者の病気退任によって2011年7月に国防大臣に任命されている。国家の役割の根幹である国内治安と対外防衛の部門のトップを、元ツパマロスが務めているのである。ヘルマン事件に関する米州人権裁判所の判決を受けて、国家の名において責任を認め、謝罪したのはムヒカ大統領だった（22/03/2012/La República）。

## 「二つの悪魔」説を検証する

ゲリラの活動が治安を悪化させ、クーデターをもたらした、という主張は正しいか。軍政に至る原因と軍政期の人権侵害を調査した人権NGO・SERPAJ-Uruguayの『ヌンカ・マス』も、バスケス政権のもとで作られた調査委員会の報告書でも、ゲリラの主力は1972年4月にはほぼ逮捕されており、体制への脅威ではなくなっていたと指摘している。バジエの『平和のための委員会』は、軍とゲリラの対立がクーデターをもたらした、とする『二つの悪魔』説に立ちながら、軍政期にはすでに「戦い」は終わっているのに必要のない人権侵害があった、と指摘している。「平和のための委員会」以降、軍政期に人権侵害があったことは否定できなくなった（Allier, 2010 : 218）。

失効法とゲリラへの恩赦はつり合いがとれているか。サンギネッティもラカジェも「失効法はゲリラへの恩赦と法的にシンメトリーである」という立場をとっている。だが、元ゲリラたちが一定の「刑期」を刑務所の中

で（非人道的な待遇で）過ごしたのに対し、失効法で免責された軍人・警察官は訴追すらされていない。これは「対称的」と言えるだろうか。言えないであろう。クーデターの原因や軍政期の人権侵害、失効法を正当化する根拠として、ゲリラも軍も悪かった、とする「二つの悪魔」説には根拠がない。

## おわりに：「二つの悪魔」説の政治利用は今後も可能か

「二つの悪魔」説が長い間、現在の政治対立と結びついて利用されてきた理由の一つは、失効法が裁判による真相究明を阻んできたことである。しかし、バスケス政権下では失効法の適用外になる国外事件や文民に対する裁判が行われ、「何が起きたのか」という客観的真相がかなりの程度明らかになった。さらに、判決はその事件にのみ適用されるとはいえウルグアイ最高裁が失効法に違憲判決を下したこと、ヘルマン事件をめぐる米州人権裁判所の判決は、拡大戦線しか賛成しなかったとはいえ「失効法で訴追できなかった犯罪への処罰権を回復させる時効不適用法（法令18831号）」を成立させた（27/10/2011/*La República*）。これによって、裁判による真相究明の可能性が広がった。ただし、同法へは2013年2月22日に最高裁が違憲判決を下しており、事態は錯綜している。

「二つの悪魔」説が利用されてきたもう一つの理由は、元ゲリラが選挙で大きな成功を取ってきたことだった。これを批判する伝統政党のリーダーも軍政以前の政治リーダーが「復活」し、政界の主役であり続けた人々だった（民政移管以降の伝統政党の大統領は、いずれも軍政以前から政治的キャリアを積んできた人物である）。だが、元ゲリラたちも70歳を超えている。MPPは2009年選挙では票を減らしているし、世論調査では、治安問題の悪化に有効な対応が取れないことなどからムヒカの人気は低下している（CIFRA社の調査。<<http://www.cifra.com.uy/novedades>

php?idNoticia=180>、2012年1月10日アクセス)。大統領は連続再選禁止でもあるので、第二次ムヒカ政権は恐らく実現しないだろう。ラカジェも次期大統領選挙には出馬しないと表明した。政界の主役が交代すれば、「二つの悪魔」説の効き目は薄れると考えられる—ただし、代々政治家、という家系が珍しくないウルグアイでは、伝統政党の次世代リーダーの中に、ボルダベリの息子、ラカジェの息子の名が挙げられているだけではなく、拡大戦線の側でもすでに政治家としてキャリアを積んだラファエルとフェリペのミケリニ兄弟（暗殺された議員の息子）のほか、センディックの息子が頭角を現している。2014年大統領選挙はボルダベリ対センディックというカードもありうる。その場合、「二つの悪魔」説が次世代に「継承」されないとも限らないのではないだろうか。

---

#### 参考文献

(欧文)

- Alliar Montaña, Eugenia (2010), *Batallas por la memoria: Los usos políticos del pasado reciente en Uruguay*, Ediciones Trice, Montevideo.
- Barran, José Pedro, Gerardo Caetano, & Álvaro Rico, eds., *Investigación Histórica sobre Detenidos Desaparecidos: en cumplimiento del artículo 4° de la Ley N° 15. 848*, 2007, IMPO Tomo I-V.
- Garcé, Adolfo (2006), *Donde hubo fuego: El proceso de adaptación del MLT-Tupamaros a la Legalidad y a la competencia electoral (1985-2004)*, Editorial Fin de Siglo, Montevideo.
- Roniger, Ruis (2011), “Transitional Justice and Protracted Accountability in Re-democratised Uruguay”, 1985-2011, *Journal of Latin American Studies*, vol.43, pp.697-724.
- Sevicio Paz y Justicia (SERPAJ)-Uruguay (1992), *Uruguay Nunca Más*, (English version) Translated by Elizabeth Hampsten, Temple Univ.
- (2009), Informe 2009

(邦語)

- 内田みどり (2000)、「新選挙制度によるウルグアイ1999年選挙—左派の歴史

- 的勝利と伝統政党の派閥政治」『ラテンアメリカレポート』アジア経済研究所、第17巻1号、24-33頁
- 同上（2002）、「ウルグアイにおける軍部人権侵害をめぐる政治力学」『国際政治』131号、日本国際政治学会、49-63頁
- 同上（2010）、「2期目に入ったウルグアイ左派政権——2009年大統領・国政選挙の経緯」『ラテンアメリカレポート』第27巻1号、アジア経済研究所研究支援部、27-35頁
- 大串和雄（1991）、「南米軍部の国家安全保障ドクトリンと『新専門職業主義』」『国際政治』第98号、日本国際政治学会、8-22頁
- 佐藤美季（2005）、「ウルグアイにおける左派政権誕生—脱ネオリベラルを目指すバスケス政権」『ラテンアメリカレポート』第22巻1号、アジア経済研究所研究支援部、42-52頁

## Web site

CIFRA 社 <http://www.cifra.com.uy>*La república* 紙 <http://www.lr21.com.uy/>MPP-organizacion-historia <http://mpp.org.uy/organizacion/historia>

## 注

- 1 バッジエの「平和のための委員会」については拙稿「ウルグアイにおける軍部人権侵害をめぐる政治力学」『国際政治』131号、2002、49-63頁を参照されたい。
- 2 ウルグアイ憲法第79条では、税法を除く法律は、公布後1年以内に有権者の25%以上の署名があればレファレンダムにかけて反対することができる。失効法公布後、強制失踪・暗殺被害者の家族が中心となってレファレンダムを求める運動が展開された。
- 3 バスケスは1989年選挙でモンテビデオ県知事に当選。1994年には拡大戦線の大統領候補。「決選投票で二大伝統政党が結託すると拡大戦線の候補は当選できない」として改憲に反対していた。実際、1999年の大統領選挙では二大政党が決選投票で結託したため、第一回投票で一位のバスケスは当選できず、バッジェが当選した。拙稿「新選挙制度によるウルグアイ1999年選挙」『ラテンアメリカレポート』第17巻1号、24-33頁。
- 4 2004年選挙については、佐藤美季「ウルグアイにおける左派政権誕生—脱ネオリベラルを目指すバスケス政権」『ラテンアメリカレポート』第22巻1号、2005、42-52頁を参照されたい。

- 5 ウルグアイ憲法第331条は有権者の10%の署名によって、直近の選挙の際に憲法改正にかんするプレビシトを求めることができる、と規定している。
- 6 2009年大統領・国政選挙については拙稿「2期目に入ったウルグアイ左派政権」『ラテンアメリカレポート』第27巻1号、27-35頁を参照されたい。
- 7 国家安全保障ドクトリンについては、大串和雄「南米軍部の国家安全保障ドクトリンと『新専門職業主義』」『国際政治』第98号、1991、8-22頁を参照されたい。
- 8 2011年9月1日、モンテビデオにて、デマシ氏への著者インタビュー。
- 9 ウルグアイ独立の英雄ホセ・アルティガスが1811年5月18日に王党軍に勝利した戦い。
- 10 2011年9月1日、モンテビデオにて、デマシ氏への著者インタビュー。